

核兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うことを求める意見書

人類史上初めて核兵器を違法とする国際法である核兵器禁止条約が発効して１年以上が経過しました。被爆者の長年の訴えが世界の国々を動かして実現した禁止条約は、2022年3月時点で86の国と地域が署名、60カ国が批准しており、「核なき世界」を求める声が広がっています。

条約は、核兵器について破壊的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「悪の烙印」を押しました。開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止し、「抜け穴」を許さないものとなっています。

また、条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど、核兵器完全廃絶への枠組みを示しています。同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっています。

核兵器禁止条約は核兵器廃絶につながる画期的なものです。

2月24日、ロシアのプーチン大統領は、ウクライナ軍事侵略に合わせて、「ロシアは世界で最も強力な核保有国の一つだ。我が国を攻撃すれば壊滅し、悲惨な結果になる」と、核兵器による威嚇を行いました。核兵器がいかに人類の生存を危うくするのかが明白になりました。いまこそ、日本政府が核兵器の使用を許さず、全面的に禁止する先頭に立つために、核兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うことを強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年6月17日

北海道根室市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣